

鳥栖市新型インフルエンザ等 対策行動計画

令和8年3月

鳥 栖 市

目次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と政府行動計画	- 1 -
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	- 1 -
第1節 感染症危機を取り巻く状況	- 1 -
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	- 1 -
第2章 鳥栖市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定	- 3 -
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	- 4 -
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	- 4 -
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	- 4 -
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	- 5 -
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	- 5 -
(1) 有事のシナリオの考え方	- 5 -
(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）	- 6 -
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	- 8 -
(1) 平時の備えの整理や拡充	- 8 -
(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え	- 8 -
(3) 基本的人権の尊重	- 9 -
(4) 危機管理としての特措法の性格	- 9 -
(5) 関係機関相互の連携協力の確保	- 9 -
(6) 感染症危機下の災害対応	- 9 -
(7) 記録の作成や保存	- 9 -
第5節 対策推進のための役割分担	- 10 -
(1) 国の役割	- 10 -
(2) 地方公共団体の役割	- 10 -
(3) 医療機関の役割	- 11 -
(4) 指定（地方）公共機関の役割	- 11 -
(5) 登録事業者の役割	- 11 -
(6) 一般の事業者の役割	- 12 -
(7) 市民の役割	- 12 -
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目	- 13 -
第1節 市行動計画における対策項目	- 13 -
(1) 実施体制	- 13 -
(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 13 -
(3) まん延防止	- 13 -
(4) ワクチン	- 13 -
(5) 保健	- 14 -
(6) 物資	- 14 -

(7) 市民の生活及び地域経済の安定の確保	14 -
第2節 市行動計画の実効性確保	14 -
(1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進	14 -
(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持	14 -
(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施	15 -
(4) 行動計画の見直し.....	15 -
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	16 -
第1章 実施体制.....	16 -
第1節 準備期.....	16 -
第2節 初動期.....	21 -
第3節 対応期.....	22 -
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	24 -
第1節 準備期.....	24 -
第2節 初動期.....	25 -
第3節 対応期.....	25 -
第3章 まん延防止	27 -
第1節 準備期.....	27 -
第2節 初動期.....	27 -
第3節 対応期.....	29 -
第4章 ワクチン	31 -
第1節 準備期.....	31 -
第2節 初動期.....	34 -
第3節 対応期.....	35 -
第5章 保健	38 -
第1節 準備期.....	38 -
第2節 初動期.....	38 -
第3節 対応期.....	38 -
第6章 物資	40 -
第1節 準備期.....	40 -
第2節 初動期.....	40 -
第3節 対応期.....	41 -
第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保	42 -
第1節 準備期.....	42 -
第2節 初動期.....	43 -
第3節 対応期.....	43 -
用語集.....	46 -

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と政府行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大しています。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっています。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年以降、新型コロナウイルスが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっています。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能です。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要です。

またパンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定されます。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められます。ワンヘルス・アプローチ¹の推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点です。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念されます。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性²の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。

平成24年4月に制定された、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性³が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置等の特別の措置を定めたもの

¹ 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

² 「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、政府行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。

³ 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、政府行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

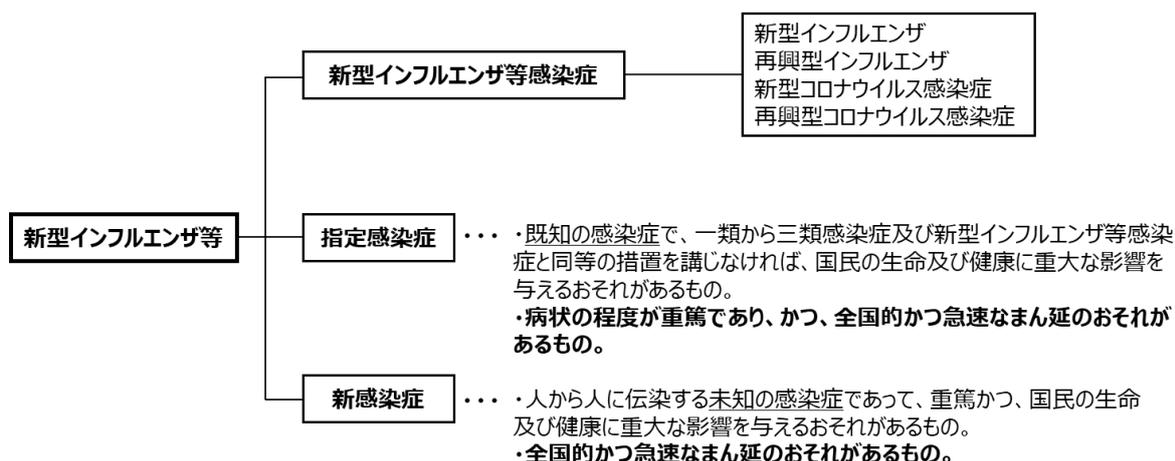
であり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等⁴は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症⁵（新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型新型コロナウイルス感染症）
- ② 指定感染症⁶（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症⁷（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

となっています。

<図表 1 新型インフルエンザ等>



⁴ 特措法第 2 条第 1 号

⁵ 感染症法第 6 条第 7 項

⁶ 感染症法第 6 条第 8 項

⁷ 感染症法第 6 条第 9 項

第2章 鳥栖市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定

国では、特措法の制定とともに、平成25年に政府行動計画が策定されました。その後、令和6年7月、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ⁸、対策の充実を図るため、約10年ぶりに政府行動計画が抜本改定されました。

政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、市町村が行動計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めています。新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）の3つの時期に大きく分けた構成としています。

<図表2 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組における3つの時期>

時期	段階
準備期	発生前の段階
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階
対応期	国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階から流行状況が収束 ⁹ するまでの段階（以下の4つに区分） <ul style="list-style-type: none">・国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期・病原体の性状等に応じて対応する時期・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期・流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

佐賀県（以下「県」という。）においては、平成26年1月、政府行動計画を踏まえ、「佐賀県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を策定しています。今般、政府行動計画が改定されたことを踏まえ、政府行動計画や県における新型コロナウイルス感染症対応の経験を活かし、県独自の取組を取り入れて、令和7年3月に県行動計画が抜本的に改定されました。

本市においても、平成26年11月に市町村行動計画¹⁰として「鳥栖市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成しており、今般の政府行動計画及び県行動計画を踏まえて、市行動計画の内容を全般的に見直し、改定します。

市行動計画は、本市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び準備期、初動期及び対応期に本市が実施する措置等を示すもので、政府行動計画及び県行動計画に基づくものとなっています。

なお、関係する部署が、市行動計画を基にマニュアル等を作成するなど具体的な対応を図るものとし、この取り組みを推進するため、全庁が一体となり対策を実施することが必要です。

⁸ 国は、令和4年6月15日「新型コロナウイルス対応について（保健・医療の提供体制や新型インフルエンザ等対策特別措置法の運用等を中心とした政府のこれまでの取組～2019年12月末から2022年5月まで～）」を公表している。

⁹ 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

¹⁰ 特措法第8条第1項

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

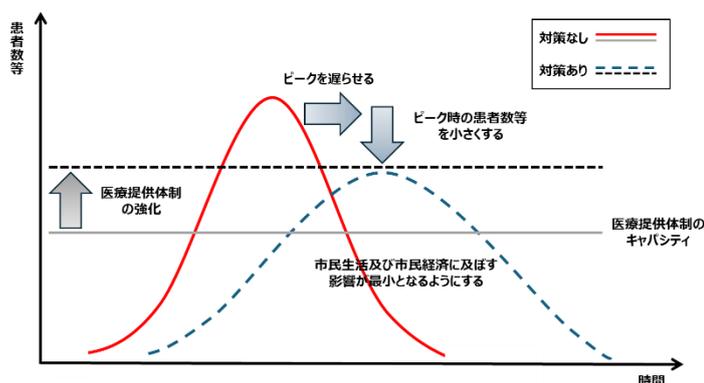
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能です。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民等の生命及び健康や、生活、経済にも大きな影響を与えかねません。

新型インフルエンザ等については、長期的には、市民等の多くが患うおそれがあるものですが、患者の発生が一定の期間に偏ると、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に係る重要な課題と位置付け、次の2点を主な目的として対策を講じます¹¹。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民等の生命及び健康を保護します。

感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、またピーク時の患者数等をなるべく小さくするとともに、医療提供体制の強化を図ります。



(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

感染予防・まん延防止対策の実施により、市民生活及び市民経済への影響が過大にならないよう、国・県の要請に基づき、対策を柔軟に切り替えます。

また、多くの市民等が患い、企業活動の停止等による社会的混乱を避けるため、感染予防・まん延防止対策を実施するとともに、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

¹¹ 特措法第1条

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があります。政府行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示しています。

市行動計画においても同様に、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、一連の流れを持った対策を行います。

市民等の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要です。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要です。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民等の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要です。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制のひっ迫や社会的混乱を回避するためには、国、県、市及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民等一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要です。新型インフルエンザ等対策は、日頃からのこまめな手洗いや換気、マスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となります。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要です。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

（1）有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるようにするため、以下の考え方を踏まえて有事のシナリオを想定します。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮します。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とします。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とします。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も

織り込んだ想定とします。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の（1）の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう図表 2 のように区分し、有事のシナリオを想定します。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行います。

図表 3 の初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第 3 部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策を定めます。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特にこども¹²や若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定めます。

¹² 本行動計画では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(令和 3 年 12 月 21 日閣議決定) に倣い、法令上の用語等を除き、「こども」という表記を使用する。

<図表3 初動期及び対応期の有事のシナリオ>

時期		有事のシナリオ
初動期		感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性 ¹³ 等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応します。
対応期	国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応します（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンドミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	病原体の性状等に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたりスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討します。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替えます（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回るにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行します。

¹³ 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、市又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の迅速かつ確な実施に万全を期します。この場合において、次の点に留意します。

（1）平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要です。このため、以下の取組により、平時の備えの充実を進めます。

- ① 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、必要な準備を行います。
- ② 初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が市内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の感染事例の発生後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進めます。
- ③ 感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を感染症対策に携わる関係者等に持ってもらうとともに、県と連携しながら、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行います。
- ④ 医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進めます。
- ⑤ 迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有や業務負担の軽減、関係者の連携強化等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、国の動向を踏まえ、医療DXを推進します。また、感染症危機管理の対応能力を向上させるため、人材育成を継続的に行います。

（2）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び市民経済への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要です。そのため、以下の取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民等の生命及び健康の保護と市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じます。

- ① 対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮し、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築します。
- ② 有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制するため、リスク評価に基づき、適時適切に感染拡大防止措置等を講じます。その際、影響を受ける市民等や事業者を含め、市民生活及び市民経済等に与える影響に十分留意します。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とします。あわせて、国が定める参考指標等の状況を踏まえ、対策の切替えに対応します。
- ④ 対策に当たっては、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、様々な場面を活用して普及し、可能な限

り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにします。

(3) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等は、当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとし¹⁴。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものです。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があります。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題です。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意します。感染症危機に当たっても市民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組みます。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意します。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

鳥栖市新型インフルエンザ等対策本部¹⁵（以下「市対策本部」という。）は政府対策本部及び県対策本部¹⁶と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

(6) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進めます。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、県や国も含めて互いに連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行います。

(7) 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階から、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

¹⁴ 特措法第5条

¹⁵ 特措法第34条

¹⁶ 特措法第22条

第5節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を迅速かつ的確に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を迅速かつ的確に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しており¹⁷、以下の取組等を行うとされています。

- ① WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組むこと。
- ② 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める¹⁸とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努め、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進すること。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努めること。
- ④ 新型インフルエンザ等対策閣僚会議¹⁹及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議²⁰の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進すること。
- ⑤ 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておくこと。
- ⑥ 新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進すること。その際、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進めること。
- ⑦ 国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行うこと。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を迅速かつ的確に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有しています²¹。

【県の役割】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応が求められ、以下の取組等を行うとされています。

- ① 平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備すること。
- ② 民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行うこと。

¹⁷ 特措法第3条第1項

¹⁸ 特措法第3条第2項

¹⁹ 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）に基づき開催。

²⁰ 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）に基づき開催。

²¹ 特措法第3条第4項

- ③ 感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行すること。

【市の役割】

市は、市民等に最も近い行政単位であり、国や県の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められ、以下の取組等を行います。

- ① 市民等に対するワクチンの接種や、市民等の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施します。
- ② 対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図り行います。

(3) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、院内感染対策や、感染症対策物資等の確保等を推進することが求められ、以下の取組等を行うとされています。

- ① 新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び県連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めること。
- ② 新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行うこと。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有しており²²、以下の取組等を行うとされています。

- ① 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等対策の内容や実施方法等を定めた業務計画を作成し、内閣総理大臣（指定地方公共機関にあつては県知事）に報告し、関係自治体に通知する²³こと。
- ② 新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、指定（地方）公共機関が作成した業務計画に基づき、国、県、市と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すること。

(5) 登録事業者の役割

登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、以下の取組等を行うとしており、特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となります。

²² 特措法第 3 条第 5 項

²³ 特措法第 9 条

- ① 新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うこと。
- ② 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める²⁴こと。

(6) 一般の事業者の役割

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められ、以下の取組等を行うとされています。

- ① 市民等の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定され、特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる²⁵ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行こと。

(7) 市民の役割

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、個人レベルでの感染対策を実践するよう努めること²⁶が求められており、以下の取組等を行うこととされています。

- ① 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努めること。
- ② 平時からの健康管理に加え、基本的な感染対策（こまめな手洗い、換気、マスク着用等の咳エチケット、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めること。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めること。

²⁴ 特措法第4条第3項

²⁵ 特措法第4条第1項及び第2項

²⁶ 特措法第4条第1項

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

第1節 市行動計画における対策項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するために、政府行動計画を踏まえ、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とします。

新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に向けて、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要があります。それぞれの対策項目の目標は以下の通りとします。

(1) 実施体制

感染症危機は国民の生命及び健康や国民生活及び国民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、国家の危機管理の問題として取り組む必要があります。

このため、県や医療機関等と相互に連携を図るとともに、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間の連携を維持しつつ、人材の確保・育成や訓練等を通じて対応能力を高めておく必要があります。

新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備を基に、感染拡大を可能な限り抑制し、市民等の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜^{さくそう}しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあります。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があります。その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、地方公共団体、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。このため、平時から、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要があります。

(3) まん延防止

適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を行うことで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつながります。

このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置が行われます。

一方で、特措法第5条において、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、県に合わせて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを行います。

(4) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民等の健康を守るとともに、受診患者数を

減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

そのため、市は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をし、接種に当たっても、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行います。

(5) 保健

市は、効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、県が行う健康観察や、患者や濃厚接触者への対応に協力します。

(6) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれます。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民等の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。

このため、平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進し、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合等には、必要に応じて市は国や県と連携し、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組みます。

(7) 市民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民等の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び市民経済に大きな影響が及ぶ可能性があります。

このため、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨します。また、新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活及び市民経済の安定の確保に必要な対策や支援を行います。

第2節 市行動計画の実効性確保

(1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要です。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する EBPM（政策目的を明確化したうえで、合理的根拠に基づく政策立案）の考え方に基づいて政策を実施します。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要です。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠です。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものです。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要です。

新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新

型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図ります。

(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要です。市は、県と連携しながら、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行います。

(4) 行動計画の見直し

国は、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるとしています。

市は、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて、必要に応じ、市行動計画の見直しを行います。

なお、上記の期間にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応の経験を基に政府行動計画等が見直された場合は、必要に応じ、市行動計画について所要の見直しを行います。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要です。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行います。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、関係機関間の連携を強化します。

(2) 所要の対応

1-1. 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、県と、関係機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報提供、連携体制の確認、訓練を実施します。

1-2. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

市は、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴いたうえで計画を作成・変更します²⁷。

市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更します。

市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、各対策部の連携強化や役割分担に関する調整を行い、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成等を行います。

²⁷ 特措法第8条

<図表4 各対策部の役割>

対策部課等名		新型インフルエンザ等対策に伴う業務
各部共通		<ul style="list-style-type: none"> ● 所管事務の業務継続を含む対策の実施及び調整に関すること ● 職員の啓発、感染防御（家族を含む）指導に関すること ● 所属職員の出勤状況の把握に関すること ● 関連情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること ● 外郭団体、関係団体、組織への情報提供、連絡体制と体制づくりや対策の指導、営業自粛や休業指導に関すること ● 新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録の作成、保存に関すること ● 物価の安定、物資の安定供給に関すること ● 他部との連携に関すること ● 他部への支援に関すること
政策部	総合政策課	<ul style="list-style-type: none"> ● 部内職員の勤務体制に関すること ● 新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
	駅周辺整備課	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
	情報政策課	<ul style="list-style-type: none"> ● 関連情報の広報に関すること ● 報道機関との連絡調整に関すること ● 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること
総務部	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ● 全庁的な業務継続に関すること ● 全庁的な業務応援体制の調整に関すること ● 全職員・部内職員の勤務体制に関すること ● 職員の予防接種（特定接種）、健康管理に関すること ● 公用車の管理に関すること ● 感染症危機下の災害対応に関すること
	財政課	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフルエンザ等対策経費の確保に関すること ● 新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
	契約検査課	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁舎機能の維持に関すること ● 庁舎内の感染予防及びまん延防止策に関すること
	庁舎建設課	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
健康福祉みらい部	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ● 部内職員の勤務体制に関すること ● 所管施設の感染予防及びまん延防止策に関すること ● 要援護者への支援に関すること
	高齢障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ● 所管施設の感染予防及びまん延防止策に関すること ● 要援護者への支援に関すること

対 策 部 課 等 名		新型インフルエンザ等対策に伴う業務
健康福祉みらい部	こども育成課	<ul style="list-style-type: none"> ● 所管施設の感染予防及びまん延防止策に関すること（幼稚園等も含む） ● 保育の確保に関すること
	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフルエンザ等対策本部事務局の運営に関すること ● 新型インフルエンザ等対策推進会議事務局の運営に関すること ● 新型インフルエンザ等に関する情報の収集・整理に関すること ● 近隣市町及び関係機関との連絡調整及び情報伝達に関すること ● 他市町、他機関からの援助申出に関すること ● 医療機能の維持に係る情報の収集・整理に関すること ● 鳥栖市休日救急医療センターの診療継続に関すること ● 新型インフルエンザ等の発生動向の把握に関すること ● 新型インフルエンザ等の感染予防に必要な情報の提供に関すること ● 電話相談に関すること ● 地域での医療提供体制に関すること ● 予防接種（住民接種）に関すること ● 医療廃棄物の処理に関すること ● 感染防御資器材等の購入・備蓄・管理に関すること ● 市民の社会活動の自粛要請に関すること ● 新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録の取りまとめ、公表に関すること ● 視察者の応接に関すること ● 所管施設の感染予防及びまん延防止策に関すること
スポーツ文化部	スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> ● 部内職員の勤務体制に関すること ● 所管施設の感染予防及びまん延防止策に関すること ● 新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
	文化芸術振興課	<ul style="list-style-type: none"> ● 所管施設の感染予防及びまん延防止策に関すること ● 新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
市民環境部	市民協働課	<ul style="list-style-type: none"> ● 部内職員の勤務体制に関すること ● 所管施設の感染予防及びまん延防止策に関すること ● 旅行者、外国人への多言語による情報提供に関すること ● 新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
	市民課	<ul style="list-style-type: none"> ● 埋火葬の許可に関すること ● 新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
	保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
	税務課	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること

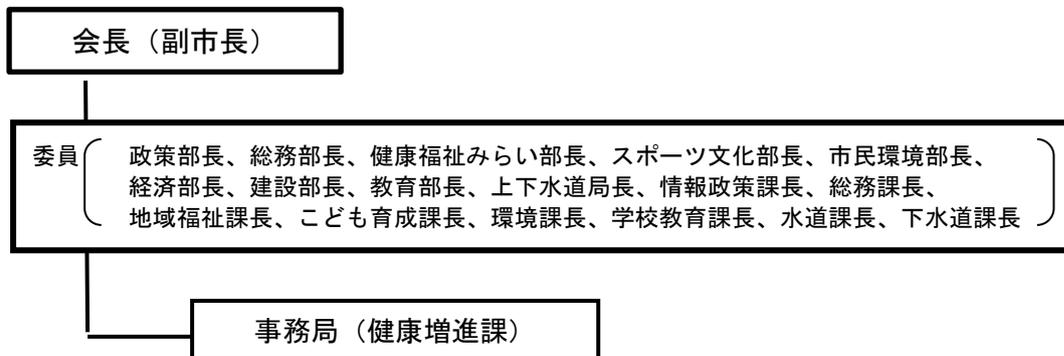
対 策 部 課 等 名		新型インフルエンザ等対策に伴う業務
市 民 環 境 部	環 境 課	<ul style="list-style-type: none"> ●火葬処理機能の確保に関すること ●遺体の処理、安置に関すること ●遺体の埋火葬に関すること ●可燃ゴミ等の回収機能の確保に関すること ●可燃ゴミ等の処理事業者への事業継続等の要請に関すること ●汚染物質等の収集処理に関すること ●ゴミの排出量削減に関すること ●所管施設の感染予防及びまん延防止策に関すること
経 済 部	商 工 観 光 課	<ul style="list-style-type: none"> ●部内職員の勤務体制に関すること ●商工事業者への感染予防及びまん延防止に関する啓発・要請に関すること ●新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
	農 林 課	<ul style="list-style-type: none"> ●所管施設の感染予防及びまん延防止策に関すること ●農林事業者への感染予防及びまん延防止に関する啓発・要請に関すること ●新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
建 設 部	建 設 課	<ul style="list-style-type: none"> ●部内職員の勤務体制に関すること ●市営住宅入居者の情報収集・伝達に関すること ●新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
	維 持 管 理 課	<ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
	都 市 整 備 課	<ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
	国 道 ・ 交 通 政 策 課	<ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
出 納 室		<ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
議 会 事 務 局		<ul style="list-style-type: none"> ●議員への情報提供に関すること
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局		<ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
監 査 委 員 事 務 局		<ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
農 業 委 員 会 事 務 局		<ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 総 務 課	<ul style="list-style-type: none"> ●局内職員の勤務体制に関すること ●所管施設の感染予防及びまん延防止策に関すること
	学 校 教 育 課	<ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒、教職員等の健康管理及び家庭の啓発、相談、指導に関すること ●所管施設の感染予防及びまん延防止策に関すること

対 策 部 課 等 名		新型インフルエンザ等対策に伴う業務
教育委員会事務局	学校給食課	<ul style="list-style-type: none"> ●所管施設の感染予防及びまん延防止策に関すること ●新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ●所管施設の感染予防及びまん延防止策に関すること（放課後児童クラブ含む） ●新型インフルエンザ等対策に伴う業務の応援に関すること
上下水道局	管 理 課	<ul style="list-style-type: none"> ●局内職員の勤務体制に関すること ●新型インフルエンザ対策に伴う業務の応援に関すること
	水 道 課	<ul style="list-style-type: none"> ●上水道機能の確保に関すること ●所管施設の感染予防及びまん延防止策に関すること
	下 水 道 課	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道機能の確保に関すること ●所管施設の感染予防及びまん延防止策に関すること

1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

国、県、市及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から図表5の「鳥栖市新型インフルエンザ等対策推進会議²⁸」や県が設置する「鳥栖三養基地区健康危機管理対策委員会²⁹」等を通じ、関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築します。

<図表5 鳥栖市新型インフルエンザ等対策推進会議組織図>



²⁸ 鳥栖市新型インフルエンザ等対策推進会議設置要綱

²⁹ 鳥栖保健福祉事務所が設置している委員会で、鳥栖三養基地区の健康危機管理に関係する機関の連携を強化し、有事に際して一致協力して対応する体制の確立を図ることを目的としている。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民等の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要があります。

そのため、準備期における検討等に基づき、対策本部等の立ち上げを行い、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施します。

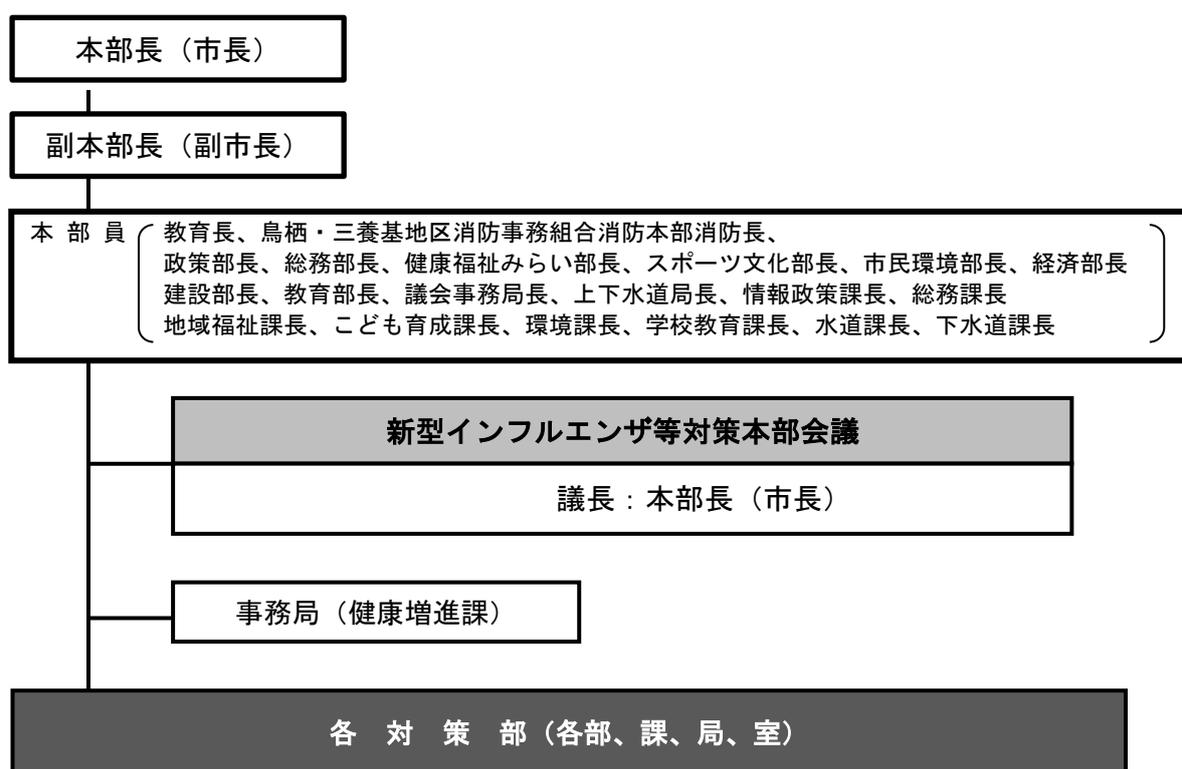
(2) 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合に、国や県が情報連絡のための会議や、対策本部の設置の準備を行うのに合わせて、市でも迅速に施策等の方針決定を行うことができるよう、情報連絡室の設置や、対策本部設置のための準備を行います。

また、国が政府対策本部を設置した場合³⁰や県が県対策本部を設置³¹した場合において、市は国や県の動向を踏まえて、市町村が特措法による対策本部を設置する必要が生じる前から、鳥栖市新型インフルエンザ等対策本部（図表6）を設置³²することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。

<図表6 鳥栖市新型インフルエンザ等対策本部³³組織図>



³⁰ 特措法第15条

³¹ 特措法第22条第1項

³² 特措法第34条第1項

³³ 特措法第35条、鳥栖市新型インフルエンザ等対策本部条例

市は、必要に応じて、第 1 節（準備期） 1-2 を踏まえ、必要な人人体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。

市は、国において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施します。

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援³⁴を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行すること³⁵を検討し、所要の準備を行います。

2-3. 県による総合調整への対応

市は、県が特措法³⁶及び感染症法³⁷に基づき行う総合調整に対し、必要に応じて意見を申し出ます。

2-4. 大規模災害等が発生した場合の対応

大規模災害等が発生した場合は、当該事象への対応のための人人体制を強化することが想定されるため、市は、新型インフルエンザ等の対応を引き続き実施できるよう、新型インフルエンザ等の対応のための人人体制を整理し、適切に配置します。

第 3 節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、国及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要です。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指します。

(2) 所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとります。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

市は、初動期に引き続き、必要な人人体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行³⁸を要請します。

³⁴ 特措法第 69 条、第 69 条の 2 第 1 項並びに第 70 条第 1 項及び第 2 項

³⁵ 特措法第 70 条の 2 第 1 項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

³⁶ 特措法第 24 条第 2 項

³⁷ 感染症法第 63 条の 3 第 3 項

³⁸ 特措法第 26 条の 2 第 1 項

市は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求めます³⁹。

3-1-2. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施します。

3-2. 大規模災害等が発生した場合の対応

大規模災害等が発生した場合は、当該事象への対応のための人員体制を強化することが想定されるため、市は、新型インフルエンザ等の対応を引き続き実施できるよう、新型インフルエンザ等の対応のための人員体制を整理し、適切に配置します。

3-3. 緊急事態措置の検討等について

3-3-1. 緊急事態宣言の手続き

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、特措法に基づき直ちに市対策本部を設置します⁴⁰。市は、市の区域に係る緊急事態措置を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います⁴¹。

3-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止します⁴²。

³⁹ 特措法第 26 条の 3 第 2 項及び第 26 条の 4

⁴⁰ 特措法第 34 条第 1 項

⁴¹ 特措法第 36 条第 1 項

⁴² 特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条の規定により、市町村は新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたときは、遅滞なく市町村対策本部を廃止するとされている。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

(1) 目的

感染症危機においては、様々な情報が錯綜^{まごころ}しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、誤った情報が広まる恐れがあります。感染症の患者等の人権を尊重しつつ、対策を効果的に行うためには、市民等、県や市、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。このため、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー⁴³を高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図ります。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1. 市における情報提供・共有

市民等に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、市の果たす役割は大きく、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン⁴⁴を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められます。

準備期から市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、市による情報提供・共有について、有用な情報源として市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進めます。

1-1-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民等にとって最も身近な行政主体として、きめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民等からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどが考えられます。

こうしたことを踏まえ、市長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受けることがあるとされています⁴⁵。有事における円滑な連携のため、情報連携について県と市の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両方で合意しておきます⁴⁶。

1-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や情報提供・共有方法等の検討

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進めます。また、県と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮します。

⁴³ 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環。

⁴⁴ 「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等

⁴⁵ 感染症法第16条等

⁴⁶ 具体的な手順等については「感染状況等に係る都道府県と市町村の間の情報共有及び自宅・宿泊療養者等への対応に係る事例について」（令和5年6月19日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）参照。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要があります。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有します。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努めます。また、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努めます。

(2) 所要の対応

2-1. 情報提供・共有について

2-1-1 市における情報提供・共有について

市においては、国の取り組みに関する留意事項を参考とするほか、他の市町の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められることから、準備期に準備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民等に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行います。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&Aの公表、市民向けコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築します。

第3節 対応期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要です。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要があります。

初動期に引き続き、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有します。

(2) 所要の対応

3-1. 情報提供・共有について

3-1-1. 市における情報提供・共有について

市においては、初動期に引き続き、国の取り組みに関する留意事項を参考とするほか、他の市町の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められることから、準備期に準備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民等に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行います。

3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、初動期に引き続き、国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&Aの公表、市民向けコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構

築します。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民等の生命及び健康を保護します。このため、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、感染症対策に関する情報の提供や市民等や事業者の理解促進に取り組みます。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図ります。

市は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態⁴⁷における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図ります。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにします。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行います。

(2) 所要の対応

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行います。

2-2. 個人における対策の普及

市は、県と連携し、市民等に対して、新型インフルエンザ等の発生時に国、県、市の実施する対策等への協力要請等についての情報を積極的に発信します。さらに、市民等に不要な不安や混乱が生じることのないよう特に留意した上で、「新型インフルエンザ等発生疑い事案」についての必要な情報を提供します。

2-3. 多数の者が利用する施設への情報提供

市は、県からの要請に基づき、学校・保育施設その他多数の者が利用する施設に対し、新型インフルエンザ等の感染対策の実施に資する目安等最新の情報を提供するとともに、施設の使用制限要請等の感染予防・まん

⁴⁷ 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態をいう。

延防止等対策の周知を行います。

2-4. 施設の使用制限等への対応の準備要請

県内に緊急事態宣言がなされた場合、県が地域を指定して市民等の外出自粛要請を行う⁴⁸こと、積極的に当該地域の全ての学校・保育施設・通所社会福祉施設等の使用制限要請を行うこと⁴⁹について、市は、県からの要請に基づき、各施設に再度周知し、必要な準備を行います。

また、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し必要な準備を行うよう要請します。

2-5. 感染予防・まん延防止対策の実施

市は、県の勧奨に基づき、多数の人が利用する施設が、新型インフルエンザ等の流行中に事業活動を継続するにあたり、国の基本的対処方針をもとに各施設において十分な感染予防・まん延防止等対策を行います。

また、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し必要な準備を行うよう勧奨します。

2-6. 緊急的な保育体制の確保のための準備

市は、新型インフルエンザ等が発生し、大流行を経て終息に至るまでの間、使用制限の対象となった保育施設を利用する保護者が、社会機能維持のための仕事への従事やその他の理由により家庭で保育ができない場合に、緊急的に保育を提供するための準備を行います。

2-7. 通所施設における保護者等への情報提供・準備要請

市は、県からの要請に基づき、学校・保育施設・社会福祉施設等の通所施設において、一時的に休業を実施することについての必要性や、育児・介護のために就労できない状況が生じることについて、保護者・家族の理解を得るように努めるとともに、一時的な休業中の子ども・利用者の感染予防に配慮した家庭での過ごし方等について、あらかじめ家庭で話し合うことを保護者・家族に提案します。

また、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し保護者等への情報提供や提案を行うよう要請します。

2-8. 学校、保育施設、社会福祉施設等における集団感染発生時の報告準備の要請

市は、学校・保育施設・社会福祉施設等の施設内で集団感染が発生したときに、速やかに県現地対策本部に報告（施設別発生報告）を行えるよう準備します。

また、当該施設が民間施設である場合は、当該施設に対し準備するよう要請します。

2-9. 市立施設の閉鎖や市主催イベントの中止検討

市は、新型インフルエンザ等の県内発生に備えて、市立施設の閉鎖及び市主催のイベント・集会の中止を検討します。

⁴⁸ 特措法第45条第1項

⁴⁹ 特措法第45条第2項

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民等の生命及び健康を保護します。その際、市民生活や市民経済への影響も十分考慮します。

また、指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や市民経済への影響の軽減を図ります。

(2) 所要の対応

3-1. まん延防止等重点措置又は緊急事態宣言の実施

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、市行動計画に基づき、直ちに、市対策本部を設置します。市の区域に係る緊急事態措置を迅速かつ的確に実施するために必要があると認めるときは、特措法に基づき、市が実施する市の区域に係る緊急事態措置に関する総合調整を行います⁵⁰。

3-2. 個人における対策の普及

市は、県と連携し、市民等に対して、新型インフルエンザ等の発生時に国、県、市の実施する対策等への協力要請等についての情報を積極的に発信します。

3-3. 多数の者が利用する施設への情報提供

市は、県からの要請に基づき、学校・保育施設その他多数の者が利用する施設に対し、新型インフルエンザ等の感染対策の実施に資する目安等最新の情報を提供するとともに、施設の使用制限要請等の感染予防・まん延防止等対策の周知を行います。

3-4. 感染予防・まん延防止対策の実施

市は、県の勧奨に基づき、多数の人が利用する施設が、新型インフルエンザ等の流行中に事業活動を継続するにあたり、国の基本的対処方針をもとに各施設において十分な感染予防・まん延防止等対策を行います。

3-5. 学校等の臨時休業の指示・要請

市は、県からの要請に基づき、ウイルス等の病原性等の状況に応じて、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に実施するとともに、学校、保育施設等に通う患者は一定期間自宅待機（出席停止）とします。

なお、学校の臨時休業は、対策解除後にかえって患者数が増加する等のリスクがあることに留意して、休業期間経過後の延長ないし対策について、的確に評価を行い、判断することとします。

3-6. 臨時休業時の児童・生徒等の状況把握

市は、県からの要請に基づき、あらかじめ整備した児童・生徒等の家庭との連絡体制を活用し、臨時休業中の児童・生徒等の健康状態や家庭状況について把握を行い、県へ情報を提供します。

⁵⁰ 特措法第36条第1項

3-7. 緊急的な保育体制の確保

市は、新型インフルエンザ等が発生し、大流行を経て終息に至るまでの間、使用制限の対象となった保育施設を利用する乳幼児の保護者が、社会機能維持のための仕事への従事やその他の理由により家庭で保育ができない場合に、緊急的に保育を提供するための体制を確保します。

3-8. 学校、保育施設、社会福祉施設等における集団感染発生時の報告

市は、学校・保育施設・社会福祉施設等の施設内で集団感染が発生したときに、速やかに県対策本部に報告（施設別発生報告）を行います。

また、当該施設が民間施設である場合は、当該施設に対し報告等の対応を行うよう要請します。

3-9. 市立施設の閉鎖や市主催イベントの中止検討

市は、県内や市内の発生状況や、市に隣接する他市町のまん延防止の対策等を考慮しながら、必要に応じて、市立施設を閉鎖するとともに、市主催のイベント・集会を中止します。

なお、市立施設の閉鎖や市主催のイベントの中止をしない場合は、必要な感染予防・まん延防止対策をとります。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民等の生命及び健康を保護し、市民生活や市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進めます。

(2) 所要の対応

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の図表7を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備します。

図表7 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

1-2. ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要となる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医

療機関ごとの分配量を想定しておきます。

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

市は、鳥栖三養基医師会等の医療関係団体と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討を平時から行います。

1-3-2. 特定接種⁵¹

市は、国が行う登録事業者の登録に協力します。

また、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、市が実施主体となるため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得るものに対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう準備期から接種体制の構築を図ります。

1-3-3. 住民接種

平時から以下①から③までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。

① 市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります⁵²。

a 市は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する市民等全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、鳥栖三養基医師会等と連携の上、接種体制について検討を行います。

- i 接種対象者数
- ii 市の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、県及び市町間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する市民等への周知方法の策定

b 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要です。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討します。

⁵¹ 特定接種とは、特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種。対象者は厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうち、「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員、地方公務員。

⁵² 予防接種法第 6 条第 3 項

図表8 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者 [※]	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	A- (B+C+D+E1+E2+F+G)=H

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算します。

- c 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種、個別接種）等に応じ、鳥栖三養基医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ます。
- d 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付や問診、接種を行う場所や人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線などの配置を検討します。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮します。
- ② 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進めます。
- ③ 市は、速やかに接種できるよう、鳥栖三養基医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 市民等への対応

平時を含めた準備期においては、市は、定期的予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進めます。

1-4-2. 市における対応

市は、定期的予防接種の実施主体として、鳥栖三養基医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効果的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民等への情報提供等を行います。

1-4-3. 予防接種担当課以外の分野との連携

市は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び市の労働部局、介護保険や障害保健福祉の担当課等との連携及び協力を努めます。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を市教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努めます。

1-5. DX の推進

市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行います。

市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進めます。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意します。

市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民等が把握できるよう、また、電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組みます。

第 2 節 初動期

(1) 目的

国の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進めます。

(2) 所要の対応

2-1. 接種体制の構築

2-1-1. 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行います。

2-2. ワクチンの接種に必要な資材

市は、第 4 章第 1 節 1-1 において必要と判断し準備した資材について、適切に確保します。

2-3. 接種体制

2-3-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は、鳥栖三養基医師会等の協力を得て、その確保を図ります。

2-3-2. 住民接種

市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約

の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始します。

接種の準備に当たっては、予防接種業務を担当する課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行います。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討します。

市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、鳥栖三養基医師会、近隣市町、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行います。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行います。

市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、鳥栖三養基医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築します。

市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員についても確保を進めます。

接種会場での救急対応については、あらかじめ鳥栖三養基医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、適切な管理を行います。

第3節 対応期

(1) 目的

国の方針に基づき、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにします。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持します。

(2) 所要の対応

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

市は、ワクチンの需要量及び供給状況について、市の人口や優先接種対象者等の概数、ワクチンの接種状況を踏まえて把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じてワクチンの割り当て量の調整を行います。

また、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行います。

3-2. 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行います。新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の方針に基づき追加接種を行う場合、混乱なく円滑に接種が進められるように、市は、国や医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努めます。

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実

施に携わる地方公務員の対象者に、本人の同意を得て特定接種を行います。

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の構築

市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。また、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討します。

市は、発熱等の症状がある等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図ります。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行います。

市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、初動期に引き続き接種体制を確保します。

3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行います。

市は、接種勧奨を行うときは、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応します。また、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知することなども検討します。

接種会場や接種開始日等の周知をするときは、個別通知等の紙での周知だけでなく、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用します。

3-2-2-4. 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。

3-3. 健康被害救済

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、国の審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われます。

市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行うおとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行います。

3-4. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

市は、ワクチンの安全性について、国において収集・整理される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や最新の科学的知見、海外の動向等の情報に基づき、適切な安全対策や市民等への適切な情報提供・共有を行います。

3-5. 情報提供・共有

市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行います。

加えて、住民等が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行います。

市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）など、市民等への周知・共有を行います。

パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組みます。

3-5-1. 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供します。

3-5-2. 住民接種に係る対応

市は、実施主体として、市民等からの基本的な相談に応じます。特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想されます。

- ① 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
- ② ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
- ③ ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
- ④ 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意します。

- ① 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えること。
- ② ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えること。
- ③ 接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えること。

第5章 保健

第1節 準備期

(1) 目的

感染症有事には、市は、県が収集・分析した感染症に係る情報を関係者や市民等と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行います。

(2) 所要の対応

1-1. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-1-1. 研修・訓練等の実施

市は、県、関係機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施します。

1-1-2. 多様な主体との連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県や他市町、関係機関等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化します。

1-2. 体制整備

市は、平時から国や県から発信される感染症情報を活用し、季節性インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等を含む様々な感染症の流行状況を、季節によらず迅速に把握します。

第2節 初動期

(1) 目的

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要です。市民等に対して、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が、国内で発生したことを想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、感染拡大のリスクを低減します。

(2) 所要の対応

2-1. 市民等への情報提供・共有の開始

市は、国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&Aの公表、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有します。

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市は、県や地域の関係機関等と連携して感染症危機に対応することで、市民等の生命及び健康を保護します。

(2) 所要の対応

3-1. 主な対応業務の実施

3-1-1. 健康観察及び生活支援

市は、県が実施する健康観察に協力します。また、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力します。

第6章 物資

第1節 準備期

(1) 目的

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものです。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等⁵³の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにします。

(2) 所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します⁵⁴。なお、この備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができ⁵⁵ます。

市は、鳥栖・三養基地区消防事務組合が救急事業に必要な个人防护具等を備蓄できるよう連携して取り組みます。

第2節 初動期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民等の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。市は、感染症対策物資等の円滑な供給に向けた準備を行います。

(2) 所要の対応

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について市の各部署及び関連施設の備蓄・配置状況を確認します。

2-3. 円滑な供給に向けた準備

市は、市の各部署及び関連施設等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努めます。

2-4. 不足物資の供給等

市は、休日救急医療センターの个人防护具の備蓄状況を踏まえ、个人防护具が不足するおそれがある場合等は、必要に応じて市の備蓄分から必要な个人防护具の配布を行います。

⁵³ 備蓄等に当たっては使用推奨期限等に留意すること。

⁵⁴ 特措法第10条

⁵⁵ 特措法第11条

第3節 対応期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民等の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、初動期に引き続き、必要な感染症対策物資等を確保するとともに、円滑な供給に向けた対応を行います。

(2) 所要の対応

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

市は、初動期に引き続き、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認します。

3-2. 不足物資の供給等

市は、休日救急医療センターの個人防護具の備蓄状況等を踏まえ、個人防護具が不足するおそれがある場合等は、必要に応じて市の備蓄分から必要な個人防護具の配布を行います。

また、市は、必要な物資及び資材が不足するときは、国や県に必要な対応を要請します。

第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民等の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活や市民経済に大きな影響が及ぶ可能性があります。

市は、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨します。また、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活や市民経済の安定に寄与するため、業務継続計画の策定等の必要な準備を行います。

(2) 所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意します。

1-3. 物資及び資材の備蓄⁵⁶

市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します。なお、この備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。

また、市は、事業者や市民等に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者⁵⁷等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておきます。

1-5. 火葬体制の構築

市は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとします。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行うものとします。

⁵⁶ ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

⁵⁷ 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「（参考）要配慮者への対応」を参照。

第2節 初動期

(1) 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛けます。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び市民経済の安定を確保します。

(2) 所要の対応

2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

新型インフルエンザ等の発生後、市は、その業務継続計画に基づき、国及び県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。

2-2. 市民等への情報提供・共有の開始

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、その支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、速やかな情報提供を行います。

2-3. 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

2-4. ライフラインの維持（上下水道、ごみ処理等）

市は、上下水道、ごみ処理等の市民生活の維持に不可欠な機能が最低限維持できるよう、業務継続計画に基づく対応の準備を行います。

第3節 対応期

(1) 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び市民経済の安定を確保するための取組を行います。また、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行います。

また、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び市民経済の安定の確保に努めます。

(2) 所要の対応

3-1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じます。

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限⁵⁸やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行います。

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

市は、市民等の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民等への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民等からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます⁵⁹。

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させます。

市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとします。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとします。

市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力をを行います。

市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保します。

万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めます。

新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行います。

⁵⁸ 特措法第 45 条第 2 項

⁵⁹ 特措法第 59 条

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じます。

3-2-2. 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じます。

3-2-3. 市民生活及び経済に及ぼす影響を緩和するその他の支援

市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び経済への影響に対し、必要に応じた支援を行います。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意します。

用語集

用語	内容
医療計画	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	政府行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

用語	内容
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合。
指定（地方）公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、市による一方の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号）第 1 条に規定するもの。

用語	内容
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味します。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。
まん延防止等重点措置	特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第 6 条第 11 項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
DX	Digital Transformation の略（「trans」には「cross」の意味があり、「cross」は「X」と表現されることから、DX と略記される。） 。ICT（情報通信技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
EBPM	エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making の略）。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。

用語	内容
ICT	Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。

～参考図書～

新型インフルエンザ等対策政府行動計画	令和 6 年 7 月 2 日用語集
佐賀県新型インフルエンザ等対策行動計画	令和 7 年 3 月用語集

【資料 1】鳥栖市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、鳥栖市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第 2 条 対策本部の長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。
- 2 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。
 - 3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
 - 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 5 前項の職員は、本市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

- 第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。
- 2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
 - 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
 - 4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

【資料 2】 鳥栖市新型インフルエンザ等対策推進会議設置要綱

(設置)

第 1 条 鳥栖市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）の策定及び策定後の計画的推進のため、鳥栖市新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 実施計画の策定、変更等に関すること。
- (2) その他新型インフルエンザ等対策に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充て会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に委員を任命することができる。

(会議)

第 4 条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第 5 条 推進会議の庶務は、健康増進課において処理する。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

政策部長

総務部長

健康福祉みらい部長

スポーツ文化部長

市民環境部長

経済部長

建設部長

教育部長

上下水道局長

情報政策課長

総務課長

地域福祉課長

こども育成課長

環境課長

学校教育課長

水道課長

下水道課長

鳥栖市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8年 3月

発行：鳥栖市

編集：鳥栖市健康福祉みらい部健康増進課

〒841-0037

佐賀県鳥栖市本町3丁目1496番地1

電話 0942-85-3650

FAX 0942-85-3652

e-mail kenkou@city.tosu.lg.jp
